

誓 約 書

八街市長 様

住 所	八街市
氏 名	
電話番号	
	(日中ご連絡がとれる番号)

さくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）の申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠さくらねこTNR事業 協働登録申請書改訂版」の同意事項（以下「同意事項」という。）を遵守します。
- 2 「さくらねこ無料不妊手術事業」を実施する者は市内在住の成人（18歳以上かつ3人以上）で日常的に飼い主のいない猫の見守りを行うことができる者が1人以上 います。
- 3 八街市内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊去勢手術を行うことがないように地域住民に周知を図り、飼い主のいない猫と判断できたものだけを対象にします。
- 4 チケット並びにチケットの使用権の譲渡及び転売、チケットの利用を条件にした手術費用や寄付の請求、TNR事業（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す事業をいう。）に係る費用（捕獲費、運搬費等）の請求並びにこれらに準じた行為は行いません。
- 5 希望通りの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、決定に対し異議を申し立てしません。
- 6 不妊手術の際には猫の耳先をV字カットすることに同意します。また、耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明しその猫がこの場所で一生全うするまで見届けてもらうよう理解に努めます。
- 7 不妊手術終了後は、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書に必要書類を添えて提出し、利用しなかったチケットは返却します。
- 8 チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任を持って対応します。当事者間で問題解決を図り、本事業に関連して生じた事故または係争について、市は責任を負わないことを了承します。また、チケット交付によって、猫の不妊手術ができることを市が保証するものではないことを了承します。
- 9 運営するウェブサイトやSNS等に本事業について「同意事項」6の定型文及びハイパーリンクを掲載します。
- 10 以上のことが守られず、利用方法が著しく不相当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議は申し立てません。